第36号 平成28年3月1日号

に関係しるスクラム

通信販売の格安価格にご注意!



事例①

ネット通販で格安の健康食品を500円で 購入した。一回限りの購入と思っていたら、 1ヶ月後にまた健康食品が届き、1980円 の請求を受けた。業者に問い合わせると 「定期購入の契約だ」と言われた。

事例(2)

高校生の娘がお試し価格の青汁をネットで購入した。飲み始めてから下痢をするので、業者に未使用分の返品を申し出ると、「定期購入なので、定額で3ヶ月間購入しないと解約できない」と言われた。

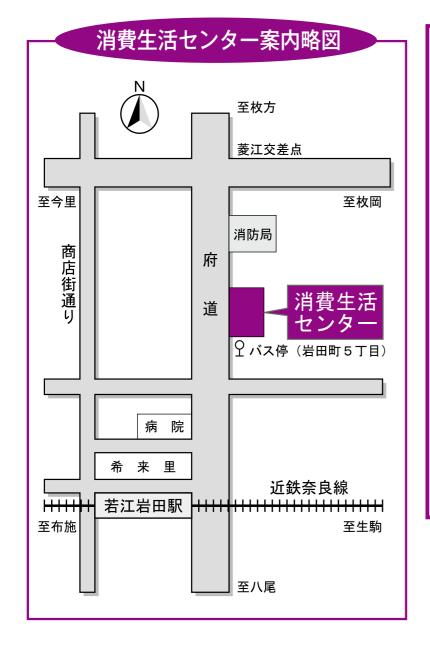
アドバイス

「通信販売の広告で格安の商品を一回だけ購入するつもりだったのに、定期購入になっていた」というトラブルが増えています。商品を購入する前に、商品の特徴や価格だけでなく、契約や返品の条件などが書かれている規約をしっかり確認しましょう。また、送られてきた商品に同封された書類などについても目を通しておきましょう。



発行:東大阪市立消費生活センター 電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分~午後4時まで (土・日・祝日を除く)

- ※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。
- ●交通:近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター TEL 072-965-6002(事務所) FAX 072-962-9385 開館時間 午前9時から午後5時30分まで

- … 相談窓口ではこんなことをしています …
- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介いたします。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650